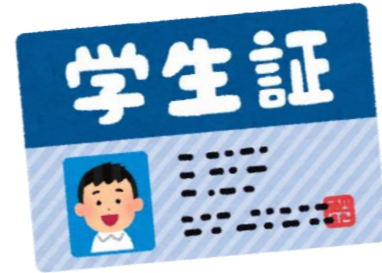


定期利用の方の

学生証の確認について

対象者を限定して実施します。対象の方には提示依頼のハガキを郵送しますので、下記の要領で学生証をご提示ください。



期間中に提示がない場合は、**利用取消**になります。

対象 高校生以上の学生で提示依頼の通知が届いた方

- 令和5年度に学生（最終学年）または、その可能性があると考えられる方に通知ハガキを郵送します。

確認方法

通知ハガキに記載されているQRコードのフォームで学生証の写真を公社に送信する、またはご利用の管理事務所窓口で学生証（コピー可）を提示してください。

確認期間 WEB：令和6年4月1日～4月30日（24時間）

窓口：令和6年4月1日～10日・25日～30日

（窓口開設時間 平日 15:00～20:00 土日祝 10:00～15:00）

4月から利用区分が変わる方

ご利用の管理事務所窓口で確認期間中に変更の手続きをお願いします。

学生 ⇒ 一般	4月分からの差額をいただきます。※1
一般 ⇒ 学生	変更後の差額を口座に返金します。※2

※1 既に一般に変わっている方で、変更手続きが済んでいない方は、遡って差額をいただきます。
 ※2 令和6年4月10日までにお手続きください。手続きが遅れると返金額が減る可能性があります。

- 令和6年3月に新規受付した方で、既に新学年の学生証を提示いただいている方は4月以降に改めて提示いただく必要はありません。
- 引っ越し等で住所に変更があった方は、ご利用の管理事務所窓口にてお手続きください。
- ご利用を中止する方は、脱退届を提出してください。
脱退届用紙はご利用の管理事務所その他、当公社ホームページフォームや電話からも請求可能です。

定期利用料金 **減額・免除** の方の

令和6年春より、確認方法が変更になりました

手帳等の確認について

下記確認期間中に手帳等をご提示ください。自転車駐車場定期利用ステッカー（令和7年4月末期限）を**窓口にてお渡し**します。



期間中に提示がない場合は、**利用取消**になります。

対象 定期利用料金を「減額・免除」でご利用の方

確認方法

次の書類を**ご利用の管理事務所窓口**でご提示ください。

身体障害者手帳 愛の手帳 精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方	各手帳
生活保護を受けている方	受給証明書

確認期間 令和6年4月1日～10日・4月25日～30日

窓口のみでの提示となります。

（窓口開設時間 平日 15:00～20:00 土日祝 10:00～15:00）

4月から利用区分が一般・学生 になる方

ご利用の管理事務所窓口で確認期間中に変更の手続きをお願いします。

減免 ⇒ 一般・学生	4月分からの差額をいただきます。※1
------------	--------------------

※1 既に一般に変わっている方で、変更手続きが済んでいない方は、遡って差額をいただきます。

- 令和6年3月に新規受付した方で、既に手帳を提示いただいている方は4月以降に改めて提示いただく必要はありません。
- 引っ越し等で住所に変更があった方は、ご利用の管理事務所窓口にてお手続きください。
- ご利用を中止する方は、脱退届を提出してください。
脱退届用紙はご利用の管理事務所その他、当公社ホームページフォームや電話からも請求可能です。

